

(参考)

平成 23 年 11 月 9 日(水)  
 愛知県健康福祉部高齢福祉課  
 介護保険指定・指導グループ  
 担当 山本・鈴木(3218・3222)  
 (ダイヤル)052-954-6289  
 愛知県健康福祉部健康福祉総務課  
 監査指導室事業者指導監査グループ  
 担当 猿渡・山内(3282・3281)  
 (ダイヤル)052-954-6318

介護サービス事業所等の指定及び許可の一部の効力の停止について

介護保険法第 77 条等の規定に基づき、下記のとおり、医療法人豊岡会の運営する事業所等に対し、それぞれの事業所等の処分理由により、行政処分（指定及び許可の一部の効力の停止処分）を行うこととし、平成 23 年 11 月 9 日付けで当該処分に係る通知を行いました。

記

1 事業所等の概要、処分内容、処分理由及び不正請求額

|        |   |                                      |  |  |                           |
|--------|---|--------------------------------------|--|--|---------------------------|
| 法人名等   | 法人名：医療法人豊岡会（理事長 鈴木市三）<br>法人本部：豊橋市駅前大通二丁目 5 番地 |                                      |  |  |                           |
| 事業所等名称 | 豊橋元町病院  | 岡崎三田病院                               | 三田<br>介護老人保健施設                           | 滝町<br>介護老人保健施設                           | 滝町<br>ショートステイ             |
| 所在地    | 豊橋市南大清水町元町 205                                | 岡崎市欠町三田々北通 15-1                      | 岡崎市欠町三田々北通 13-1                          | 岡崎市滝町字十楽 7 2                             |                           |
| 事業種別等  | 介護療養型医療施設（介護予防）短期入所療養介護<br>介護病床：60 床          | 介護療養型医療施設（介護予防）短期入所療養介護<br>介護病床：60 床 | 介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護<br>定員：100 人       | 介護老人保健施設（介護予防）短期入所療養介護<br>定員：94 人        | （介護予防）短期入所生活介護<br>定員：19 人 |
| 処分内容   | 新規利用者及び入院患者の受入れを平成 24 年 1 月 1 日から 3 か月間停止     | 同左                                   | 新規利用者及び入所者の受入れを平成 24 年 1 月 1 日から 3 か月間停止 | 新規利用者及び入所者の受入れを平成 24 年 1 月 1 日から 6 か月間停止 |                           |
| 処分理由   | 不正請求（人員欠如等がありながら、減算せずに介護報酬を請求）                | 同左                                   | 同左                                       | 同左<br>開設許可申請の不実申告及び存在しない介護支援専門員による計画作成   | 同左<br>指定申請の不実申告           |
| 不正請求額  | 134,520,450 円                                 | 357,278,040 円                        | 414,151,230 円                            | 308,279,899 円                            | 31,582,870 円              |

2 今後の対応

介護報酬の過去 5 年間の不正受領額（約 12 億 4581 万円）の中、保険者分については、保険者である市町村に 40% を加算し請求するよう要請する。

なお、利用者負担分については、それぞれの利用者に返還するよう事業者を指導したところである。

提供日 2011/10/14  
タイトル 介護保険法に基づく事業者の処分  
担当 健康福祉部 長寿政策局介護指導課  
連絡先 指導第3班  
TEL 054-221-2084



Shizuoka Prefecture

介護サービス事業者について監査を実施した結果、不正事実が明らかになったので、介護保険法に基づき事業者の処分を行います。

#### 1 事業者の状況

##### (1) 事業者

ア 名称 医療法人 豊岡会 (理事長 鈴木市三)  
イ 所在地 愛知県豊橋市駅前大通二丁目5番地

##### (2) 対象事業所

ア 名称 短期入所療養介護事業所  
「はまなこ介護老人保健施設」(みなし指定)  
介護予防短期入所療養介護事業所  
「はまなこ介護老人保健施設」(みなし指定)  
イ 所在地 浜松市北区三ヶ日町都筑3664-10  
(※本体施設である介護老人保健施設「はまなこ介護老人保健施設」(定員150人)について、処分権者である浜松市が処分を行うため、本体の空きベッド利用である上記の事業所について、県が処分を行います。)

#### 2 処分の内容

指定の一部の効力の停止 (処分決定日:平成23年10月11日)

##### (1) 短期入所療養介護事業所及び介護予防短期入所療養介護事業所

「はまなこ介護老人保健施設」  
ア 内容 介護報酬の請求上限を5割に設定  
イ 期間 平成23年12月1日から2月間

#### 3 処分の主な理由

(1) 短期入所療養介護事業所及び介護予防短期入所療養介護事業所  
看護職員等の人員基準欠如に伴う、介護報酬の不正請求

#### 4 今後の対応

(1) 介護報酬の不正受給額(約1,200万円)の返還請求をするよう、保険者である市町に要請する。  
(2) 利用者のサービス利用に支障が生じないように、事業者を指導するとともに、保険者に要請する。

#### 5 参考【浜松市の処分】

介護老人保健施設「はまなこ介護老人保健施設」の処分

- (1) 処分決定日  
平成23年10月11日
- (2) 処分の内容  
許可の一部の効力の停止(平成23年12月1日から2月間)  
①介護報酬の請求上限を5割に設定  
②新規入所者の受入停止
- (3) 不正に請求した介護報酬受領額  
約530百万円
- (4) 記者会見  
平成23年10月14日 午後3時 浜松市役所本館6階 記者会見室

平成23年10月14日

報道発表

浜松市 健康福祉部  
介護保険課 指導・整備グループ  
Tel 053-457-2787 担当：松野



浜松市

介護老人保健施設の許可の一部の効力停止について

介護老人保健施設について監査を実施した結果、不正事実が明らかになったので、介護保険法に基づき、許可の一部の効力を停止しました。

1 事業者の状況

- (1) 事業者 医療法人 豊岡会 (理事長 鈴木 市三)
- (2) 事業者の所在地 愛知県豊橋市駅前大通2-5
- (3) 対象事業所 介護老人保健施設「はまなこ介護老人保健施設」(定員150人)
- (4) 事業所の所在地 浜松市北区三ヶ日町都筑3664-10

2 処分の内容

許可の一部の効力停止 (処分決定日：平成23年10月11日)

- ・平成23年12月1日から 2月間、介護保健施設サービス費の請求上限を5割に設定
- ・平成23年12月1日から 2月間、新規入所者の受入停止

3 処分の主な理由

- (1) 看護職員又は介護職員について人員基準上必要とされる員数を置いていないにも関わらず、減算をせず、介護給付費を請求し、受領した。
- (2) 看護職員又は介護職員について人員基準上必要とされる員数を置いていないにも関わらず、更新許可申請時に、人員基準を満たしているとの「勤務割表」を提出した。

4 今後の対応

- (1) 介護報酬の不正受領額の返還請求をするよう、保険者である市町村に要請する。  
また、浜松市も保険者として、事業者に不正受領額の返還請求を行う。  
(不正受領額：約5億3千万円、うち浜松市分は約2億5千万円)
- (2) 各保険者には、返還請求に当たって、不正受領額に40%を加算し請求することについて検討を依頼する。
- (3) 今回の処分により、介護老人保健施設に現在入所している方の処遇を低下させることがないよう、事業者を指導する。

## 5 その他

- (1) 介護老人保健施設の空床を利用し運営されている「(介護予防)短期入所療養介護」についても、人員欠如による不正請求を理由として、指定権者である県が市と同日に処分を行った。

| 名称           | はまなこ介護老人保健施設       |   |
|--------------|--------------------|---|
| 種別           | 介護老人保健施設           | (介護予防)短期入所療養介護  |
| 指定権限         | 浜松市                | 静岡県<br>介護老人保健施設の開設許可がされた場合「(介護予防)短期入所療養介護」が指定と見なされる。(みなし指定) |
| 定員           | 150人               | 左記の空床を利用  |
| 看護職員<br>介護職員 | 入所者3人に1人以上(常勤換算方法) |   |